

令和3年度第1四半期原子力規制検査(核物質防護)における指摘について

2021年7月28日

本日、原子力規制委員会において、令和3年度第1四半期の原子力規制検査結果が以下のとおり報告され、「安全重要度評価(注1):緑」、「違反の深刻度(注2):SL IV」と判断されたことから、お知らせします。

| 件名 | 概要 | 重要度 深刻度 |
|-----------------------------------|---|------------|
| 中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案(出入管理) | 立入制限区域出入口において、破壊の用に供され得る物品の持込み点検が未実施だったもの。※ | 緑 SL IV |

※ 是正措置済み。

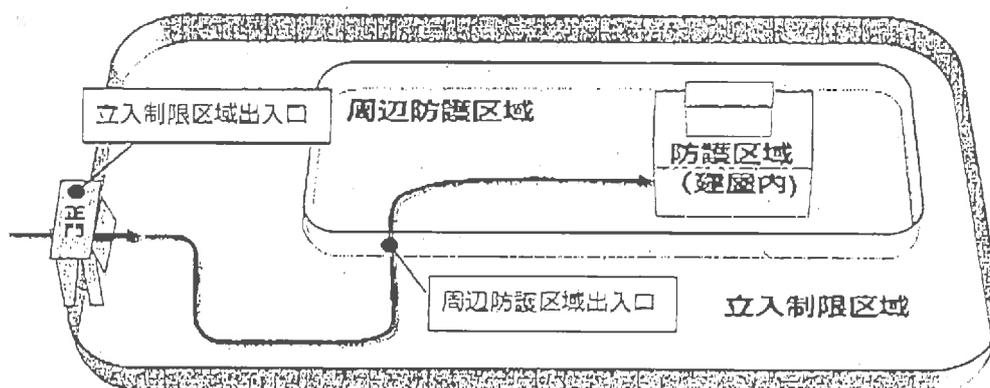
<指摘の内容>

本指摘は、浜岡原子力発電所正門などの立入制限区域の出入口において、破壊行為の用に供され得る物品(注3)の持込み確認は行っていたものの、当該物品について事前申請による必要性の確認および事前申請内容に基づく照合確認ならびに立入制限区域内にある当該物品の員数管理が不足していたため、指摘されたものです。(下表参照)

いただいた指摘に対し、当社は既に改善を講じています。また、重要設備が設置されている周辺防護区域内においては、従来より当該点検を適切に実施しております。

表 区域出入口等における物品の点検状況について

| 確認項目 | 立入制限区域 | 周辺防護区域 |
|--------------------------------------|--------|--------|
| 全ての人・車両に対する物品確認 | ○ | ○ |
| 破壊行為の用に供され得る物品確認のうち、事前申請、照合確認および員数管理 | × | ○ |
| 核燃料物質の持出しがないことの確認 | ○ | ○ |
| 車両に対する確認 | ○ | ○ |



発電所区域図

当社は、今回の評価結果を重く受け止め、引き続き核物質防護の維持向上は、発電所運営の根幹であるとの考えのもと、再発防止対策を徹底し、二度とこのような事象を発生させないように、全社一丸となって取り組んでまいります。

注 1 安全重要度評価とは、事業者の検査で確認された劣化が原子力安全または核物質防護を維持することに影響を与えているかといった観点から評価される劣化の程度であり、以下のとおり分類されます。なお、劣化の程度が最も低い分類が「緑」、最も高い分類が「赤」です。

緑:安全確保の機能・性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の是正プログラムにより改善すべき水準

白:安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準

黄:安全確保の機能・性能への影響があり、安全裕度の低下が著しい水準

赤:安全確保の機能・性能への影響が大きく、施設の使用などが許容できない水準

注 2 違反の深刻度とは、3つの観点(「1. 原子力安全または核物質防護に実質的な影響をおよぼすものか」、「2. 規制活動に対する影響を与えたか」、「3. 意図的な不正行為があったか」)から評価される事象の深刻度であり、以下のとおり分類されます。なお、深刻度が最も低い分類が「SL IV」、最も高い分類が「SL I」です。

SL IV:原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるもの、またはそうした状況になり得たもの

SL III:原子力安全上または核物質防護上、一定の影響を有する事態をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの

SL II:原子力安全上または核物質防護上、重要な事態をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの

SL I:原子力安全上または核物質防護上、重大な事態をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの

注 3 破壊行為の用に供され得る物品とは、施設や機器を破壊することが可能な物品のことを指し、発電所構内への持込みを制限しています。

以上